

京都市告示第481号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和4年11月16日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
梅村 桃花	北大路東洋鍼灸整骨院	北区小山北上総町26 米田ビル1F	令和4年9月30日
伊藤 顕子	一棗庵鍼灸院	北区紫竹西桃ノ本町21-5	令和4年10月14日
青山 直弘	ONE FOR ALL 鍼灸治療院	左京区岩倉中河原町90	令和4年10月6日
牧野 里佳子	永田東洋鍼灸整骨院	伏見区東町212-1 ツインズスクエアウエスト1F	令和4年9月30日
佐々木 高彰	リライフマッサージ治療院	伏見区深草西浦町6-74 Def t深草1階	令和4年9月26日
小澤 真弥	宇治わだち鍼灸院	宇治市槇島町清水48 ベルファ宇治1階	令和4年11月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)